

広報

あち

7月

2007 JULY No.185



受賞者を交えての記念撮影

主な内容

- 国民健康保険の税率について 2 P
- 保育料について 3 P
- 第10回 熊谷元一写真賞コンクール結果 ... 6 P
- 保健師さんのつぶやき 8 P

第10回 熊谷元一写真コンクール

7月7日(土)昼神の熊谷元一写真童画館において、10回目となる熊谷元一写真賞コンクールの表彰式が行われました。次回11回のコンクールには、是非多くの村民のみなさんの参加をお待ちしています。

平成十九年度の国民健康保険税の

税率が決まりました

平成十九年度の阿智村国民健康保

険税の賦課方式について国民健康保
険運営協議会を開催し、審議いただ
き、阿智村議会六月定例会で議決さ
れました。

医療分については、平成十八年度
は前年度に比べ約十%医療費が伸び、

被保険者一人当たりの医療費は二・

三%の伸びとなりました。
このような状況ですが、繰越金が
見込まれることや、加入者の皆さん
の負担の軽減をはかり、国保税全体

で一世帯平均七・三三%減額となり
ます。(医療分、介護分それぞれの税

率については、表のとおり)

一世帯当たり平均医療費は、八万
八千三百七十九円で、前年より七・九
%、七千五百八十三円減額となります。

介護分(四十歳～六十四歳の国保
加入者の介護保険分の保険税)の税
率につきましては、介護保険納付金
総額は減少していますが、加入者お
よび課税標準額が減少しているため、
均等割、平等割が上がります。

一世帯平均当たり三万一千百九円
で〇・五%、百八十三円の増加です。

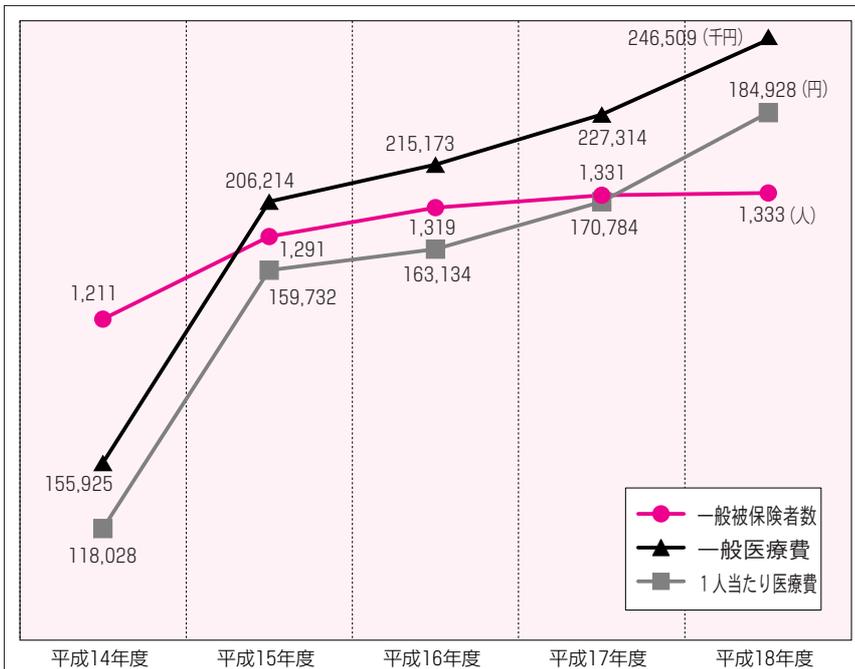
医療分の税率

	平成18年度	平成19年度	増減額・率
所得割	5.50%	5.50%	0
資産割	35.50%	25.80%	△9.70%
均等割	18,000円	17,000円	△1,000円
平等割	22,000円	21,000円	△1,000円

介護分の税率

	平成18年度	平成19年度	増減額・率
所得割	1.64%	1.64%	0%
資産割	9.95%	9.95%	0%
均等割	7,500円	7,700円	200円
平等割	5,700円	6,000円	300円

5年間の医療費・被保険者の推移



(表1)平成19年度保育料徴収基準額表(阿智地区)

() … 3歳到達児の保育料

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収基準 (月額)	
階層区分	定義	3歳未満児(円)	3歳以上児(円)
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0	0
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税 非課税世帯 9,400 (7,000)	6,300
第3階層	市町村民税課税世帯	15,800 (12,000)	11,100
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	45,000円未満	15,300
		45,000円以上 72,000円未満	22,500 (17,000)
第5階層	72,000円以上 180,000円未満	32,300 (24,500)	20,000
第6階層	180,000円以上 459,000円未満	39,100 (29,500)	21,200
第7階層	459,000円以上	42,500 (32,000)	22,000

- ※同一世帯で、同時に2人以上の児童が入所の場合、保育料が軽減されます。
 - ・同時入所児童のうち1人目は全額徴収となります。
 - ・同時入所児童のうち2人目1/2徴収となります。
 - ・同時入所児童のうち3人目は全額免除となります。
- ※第2・3階層は母子・父子世帯、障害者世帯により、保育料が減免されます。
 - ・第2階層は免除、第3階層は1,000円軽減
- ※同居している多子世帯における第3子以降の児童にかかる保育料を50%減額します。
- ※阿智村に住所を有する広域入所児童1人当たり、徴収基準額に5,000円を加算し徴収します。

(表2)平成19年度保育料徴収基準額表(浪合地区)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収基準 (月額)	
階層区分	定義	3歳未満児(円)	3歳以上児(円)
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0	0
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税 非課税世帯 9,000	6,000
第3階層	市町村民税課税世帯	12,000	8,000
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	72,000円未満	10,000
第5階層	72,000円以上 180,000円未満	18,000	12,000
第6階層	180,000円以上 459,000円未満	21,000	14,000
第7階層	459,000円以上	24,000	16,000

- ※同一世帯で、同時に2人以上の児童が入所の場合、保育料が軽減されます。
 - ・同時入所児童のうち1人目は全額徴収となります。
 - ・同時入所児童のうち2人目1/2徴収となります。
 - ・同時入所児童のうち3人目は1/10徴収となります。
- ※第2・3階層は母子・父子世帯、障害者世帯により、保育料が減免される場合があります。

保育料について



保育所の運営費は、保護者等による利用者負担金(保育料)と村の一般財源、その他補助金等でまかな

ています。今年度、保育所運営費に対する保護者の負担割合は十九・二%となっております。

昨年度、保育料の引き下げを行ったことにより、国の基準に対して、村の基準は、軽減率にして四十五・一%となっており、さらに三子目以降を半額にしたことにより、五十一%にまで引き上げられています。

今後も、子育て中の家庭の経済的負担の軽減を図りながら、保育の質の向上を図ってまいります。

人事異動

〔平成十九年七月一日〕

村職員等

() 内は旧任

▽兼特命および宮農支援センター担当 統括参事 佐々木幸仁 (兼ふるさと整備課長)

▽兼昼神および新エネルギー担当 企画参事 水上宗光 (兼経済活性化課長)

【民生課】

▽兼保健係長 園原一吉 (民生課長)

▽今村 雅 (議会事務局)

▽熊谷真理子 (臨時的任用)

【ふるさと整備課】

▽課長 河合隆文 (宮農支援センター長)

▽宮農支援センター長 長谷川恵一 (宮農支援センター)

▽宮農支援センター 近藤忠雄 (浪合支所)

【経済活性化課】

▽課長 岡庭敬芳 (商工観光係長)

▽商工観光係長 牛山明彦 (産業支援係長)

【総務課】

▽男女共同参画係長 木下幸子 (民生課保健係長)

【議会事務局】

▽兼務 木下幸子

魅力ある産地づくりをめざして

阿智村水田農業推進対策協議会では、需要に応じた米の生産を図るとともに、水田農業の構造改革や水田を活用した作物の産地づくりを推進しています。

〔産地づくり交付金の助成制度〕

安心・安全な米づくり、水田を活用した園芸作物などの生産振興を推進するために産地づくり交付金による助成制度があります。

産地づくり交付金を受けるには交付要件すべてを満たす必要があります。

☆集荷円滑化事業に加入すること。

☆交付金対象作物を転作水田に作付けし、生産調整の実施者であること。

☆作付面積合計が二百㎡(二ア)以上、転作水田の七割以上に作付けされていること。

ただし、花きについては百㎡(一ア)以上作付けされていること。

(初つがる、シナノスイート、水田借り手、湛水直播栽培は五百㎡(五ア)以上)

☆水稻生産実施計画書等の提出がされていること。

助成の種類	助成の単価(見込)	申請方法など
水田を利用した振興品目に対する助成(産地づくり交付金の対象振興品目) 大豆、そば、きゅうり、スイートコーン、アスパラガス、姫ひまわり、ヒペリカム、飼料用作物など ※果樹については新植または4年以内の交付対象期間に限る。	10a当り 7,000円	各農家から提出された水稻生産実施計画書に基づき対象水田の現地確認を行います。
振興品目作付に対して堆肥を購入した場合の助成 平成19年度に収穫又は植え付けに用いる堆肥とし、平成18年10月から平成19年9月までに購入した堆肥。	堆肥1トン当り 1,500円	JAまたは役場ふるさと整備課にある申請書に必要事項を記入し、堆肥購入の領収書を添付して10月31日(水)までに提出して下さい。
水田を新たに借りて(利用集積して)、水稻または振興品目を作付した場合の助成 作付面積が合計500㎡(5a)以上で農業委員会に申請を終えた新規貸借田。	10a当り 20,000円	JAまたは役場ふるさと整備課にある申請書に必要事項を記入して、11月30日(金)までに提出して下さい。
水田の作業受託(1ha以上)に対する助成 耕起・整地・田植え・収穫(コンバイン作業等)の3作業のうち同一圃場で2作業以上を受託した場合、または保全管理を目的として耕起・整地作業と、その他に草刈り作業など2作業を受託した場合	10a当り耕起・整地 4,500円 田植え 4,850円 収穫 7,200円	JAまたは役場ふるさと整備課にある申請書に必要事項を記入して、申込書を10月31日(水)までに提出して下さい。

◎詳しくはJAみなみ信州農協阿智宮農センター(電話43-2225)、役場ふるさと整備課農林係(電話43-2220)までお問い合わせ下さい。

7月は「社明運動月間」です

社会を明るくする運動とは

社会を明るくする運動とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行が生まれるのも、また、社会復帰を果たす場も地域社会です。したがって、罪を犯した人たちや、非行をした少年たちの更生が円滑に行われるためには、本人の意欲と併せ、その人を取り巻く地域社会の理解と協力が不可欠です。

現在深刻な状況にあるといえる少年非行や薬物濫用を抑え、希薄となった地域の連帯や家族の絆を取り戻し、安全で安心して暮らせる明るい地域づくりのため、毎年七月を強調月間として、全国各地でそれぞれの地域の特色を活かしながら、様々な活動が行われています。村では保護司・更生保護女性会が中心となり、学校巡りや小集会などを行っています。

「あいさつ運動標語」

募集コンクール

少子・高齢化の時代を迎え、農村部においても都市化傾向が進み、人々とのつながりや地域のつながりが希薄になり、個人や家庭が孤立する状況が現れています。

あいさつは、心のかような家庭作りや地域での人間的なつながりをつくる原点であり、人と人とのコミュニケーションをつくる第一歩です。

家庭や地域・職場などにおいて自発的にあいさつが行われるよう意識啓発を図ることを目的としてあいさつ運動の標語を公募することとしました。

募集内容

(1)テーマ

右記の趣旨を簡潔に表現していて、あいさつに関して村民一人一人の意識啓発にふさわしい標語

(2)応募資格

- 小中学生の部：阿智村に住所を有し村内の小・中学校へ通う児童・生徒
- 一般の部：阿智村に住所を有する高校生以上の者

(3)応募方法

● 小中学生の部：各小中学校を通じて提出。氏名、学年、学校名を記入する。

● 一般の部：教育委員会へ郵送または持参。住所、氏名、年齢を記入する。

こと。

*電話での応募はできません。

(4)応募上の注意

- 自身で創作した未発表のものに限る。
- 応募作品は返却しません。
- (5)著作権

著作権は、主催者に帰属する。

応募の締め切り

平成十九年八月三十一日(金)必着。郵便の場合は当日消印まで有効とする。

選定方法

- 小中学生の部：各学校で二点を推薦し、主催者による選定委員会において各校一作品を最優秀賞、残り二作品を優秀賞として選定。
- 一般の部：主催者による選定委員会において一作品を最優秀賞として選定。

発表

最優秀作品は、平成十九年九月以降に小中学生の部は学校を通して、一般の部は直接本人に通知するほか、阿智村の広報等で発表。

標語の活用

小中学生の部における最優秀作品をポスターとして印刷し、村内の公共施設への掲示および村内全戸へ配布。

主催者

阿智村子ども会育成連絡会

後援

信濃毎日新聞社 阿智村教育委員会

事務局

阿智村教育委員会 子育て支援室

平成19年度阿智村農作業標準労賃、機械作業料金

1. 食事は、労務者持ちとします。
2. 1日の労働時間は、実働8時間とします。
3. 消費税5%は、内税とします。(機械作業のみ)
4. 男女雇用機会均等法により、農作業標準労賃を同額にしてあります。
5. 作業別労賃、機械作業料金は以下のとおりとします。(単位：円)

	作業別種類	単位	平成19年標準(男女同額)	摘	要
稲作	一般作業	1日当り	6,400		
	田植作業	//	6,500		
	防除作業	1時間当り	1,600	◎散布機持ち込み	
畑作	一般作業	1日当り	6,400		
果樹	せん定作業	1時間当り	1,600		
	花付け作業	1時間当り	850		
	一般作業	1日当り	6,400		
機械作業 特殊田は別途考慮	機械オペレーター	1時間当り	1,600	◎労務受託のみ	
	耕起のみ	10アール当り	8,500	◎但し、15cm耕起を標準とする。 なお、面積3アール以下のほ場については、20%増とする。	
	代かきのみ	//	12,500	あげ代を条件とする。	
	田植作業	//	10,000	(機械借料のみ2条植5,000円)	
	刈取作業 (バインダー)	//	10,000	◎結束ひも付 ◎倒伏田・軟弱田は20%増しとする。(機械借料のみ5,000円)	
	ハーベスター	//	10,500	◎面積3アール以下のほ場は、20%増しとする。 (機械借料のみ5,000円)	
	もみすり	1俵当り	800	◎技術者付き1俵当り ◎20俵以下は20%増しとする。	
	自脱型 コンバイン	10アール当り	22,000	◎補助者は委託者が手配する。 ◎倒伏田・軟弱田は20%増しとする。	
S.S防除作業	//	3,500	◎農薬は委託者持ち		

農業委員会からののお知らせ

平成十九年度の阿智村農作業労賃等については左表のとおりです。

第10回

熊谷元一写真賞コンクール

テーマ「笑顔」

村では本村の名誉村民である熊谷元一さんの功績を顕彰し、現在に生かして未来に発展させようと、「笑顔」をテーマとして、第十回熊谷元一写真賞コンクールを行いました。

今回も、熊谷元一さんの「農村記録写真」の精神にひかれた、四十都道府県の三百八十三人の方から千点を越える作品の応募があり、七月七日（土）、阿智村観光センター（熊谷元一写真美術館）において、入選作品の表彰式が行われました。



元一写真大賞 『ツツジ摘み』
渡辺美奈子（撮影地：神奈川県川崎市）



阿智村賞 『お祭り大好き』
平野昌子（撮影地：東京都新橋）



信毎賞 『内緒ばなし』
中澤利治（撮影地：長野県海野宿）

阿智村では、平成八年六月、農村記録写真を通じて、心豊かな生活文化の創造に役立てるため、「農村記録写真の村」宣言をしています。

芸術作品ではない民衆の生活を撮り記録していくことを目的として、平成十年よりこのコンクールを行っています。が、十回目となる今回は、全国四十都道府県の三百八十三人の方から千二十四点の力作が寄せられました。

熊谷元一さんが見守るなか行われた伊東征彦審査委員長をはじめ五人の審査員による審査の結果、栄えある「元一写真大賞」には、神奈川県川崎市の渡辺美奈子さんの作品「ツツジ摘み」が選ばれました。

〈審査講評〉：伊東審査委員長
十回目を迎えたコンクールで、初めてデジタルカメラの作品も受け付けるようになり、その結果、が久し振りに千点を越える応募となりました。さらに入賞作品には大賞を始めとして、デジタルの作品が多く占めたのは、時代を象徴していると思います。

大賞の「ツツジ摘み」は、こんなに美しい笑顔があるのだろうか…と、つい作品に引き込まれてしまいました。写

テーマ部門		
作品名	お名前	住所
☆一般の部		
○元一写真大賞		
「ツツジ摘み」	渡辺美奈子	(神奈川県 川崎市)
○阿智村賞		
「お祭り大好き」	平野 昌子	(神奈川県 横浜市)
○信毎賞		
「内緒ばなし」	中澤 利治	(長野県 佐久市)
○JAみなみ信州賞		
「ばあばといっしょ」	佐藤 信一	(長野県 松川町)
○優良賞(2点)		
「祭りの日に」	阪野 吉平	(山形県 川西町)
「幸せいっぱい花満開」	伊藤 克朗	(愛媛県 新居浜市)
○佳作(20点)		
「高笑い」	吉田 勝次	(静岡県 焼津市)
「初もうで」	岡本 竜雄	(北海道 名寄市)
「京の春」	寺田 稔	(静岡県 静岡市)
「入園式の日」	矢田目敏弘	(山形県 山形市)
「おんぶ」	丸山美奈子	(長野県 須坂市)
「今からはじまる」	森田 茂	(大阪府 藤井寺市)
「家族の絆」	鹿内 竣一	(大阪府 大阪市)
「うまく入れない!」	大原 玉市	(愛知県 豊橋市)
「初めての田植え」	外戸 孝雄	(長野県 長野市)
「まつりの兄妹」	本間 浩一	(神奈川県 小田原市)
「夢中」	溝端 均	(大阪府 岸和田市)
「幸せ」	若尾 秀次	(群馬県 前橋市)
「春の笑顔」	百崎 礼治	(福岡県 福岡市)
「母子」	富井 保光	(長野県 野沢温泉村)
「満面」	柴奥 啓市	(岡山県 岡山市)
「放課後のグランド」	滝井 厚	(静岡県 静岡市)
「わーい! るいちゃんが大勢」	塩島 千典	(長野県 白馬村)
「祭り終い」	久保村 厚	(長野県 伊那市)
「嫁ぐ日」	中野 豊	(京都府 京都市)
「ごきげんカップル」	岩崎 紀夫	(長野県 長野市)
☆高校生以下の部		
○飯田信用金庫賞(5点)		
「お肉いっぱい」	鷹取 和弥	(広島県 呉市)
「ひとやすみ」	鷹取 由季	(広島県 呉市)
「踊り子」	三富香織里	(静岡県 裾野市)
「楽しい海辺」	中川 貴文	(兵庫県 神河町)
「放課後のふれあい」	中村 幸嗣	(兵庫県 姫路市)
村内撮影部門(テーマ自由)		
○阿智村内撮影賞(2点)		
「穏やかな日差しの中で」	熊谷 勇蔵	(阿智村)
「成人になったよ」	木下 清勝	(阿智村)



JAみなみ信州賞 『ばあばといっしょ』
佐藤信一(撮影地:長野県長野市)



優良賞 『祭りの日に』
阪野吉平(撮影地:山形県飯豊町)



優良賞 『幸せいっぱい花満開』
伊藤克朗(撮影地:愛媛県四国中央市)

次回テーマは 「笑顔」

真の構図としては多少の難点
はありましたが、笑顔の瞬間
の表現はそんなマイナス面を
吹き飛ばすものがありました。
写真で大切なのは表現力だ
と思います。見る人に「これ
は面白い。楽しい写真だ」と
思ってもらうことが大切で、
被写体と同化することが表現
力の強さにつながります。次
回もたくさん作品をお寄せ
ください。

第十回の今年も、さまざま
な笑顔の作品が全国から集ま
り、シビアな審査でしたが、
審査員一同楽しい気持ちで審
査いたしました。

現在の世相の中、大切なの
は生活に潤いや希望を持たせ
る笑顔です。十一回の「ソク
ルも笑顔いっぱい」の写真で飾
りたいと思います。見る人が
思わず笑顔になってしまふよ
うな、ユーモアあふれるほの
ぼのとした写真も期待してい
ます。デジタルカメラもOKで
す。おじいさん・おばあさん
・お父さん・お母さん、そして
小中学生・高校生の皆さんも
気軽に応募してください。

(審査委員長 伊東征彦)

流れはこうなります

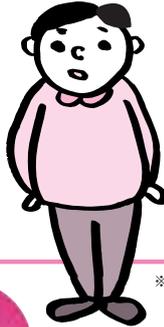
○特定健診を実施します

- ・新しい健診項目と「標準的な質問票」
- ・40～74歳の被保険者が対象

ステップ1 内蔵脂肪の蓄積に着目してリスクを判定

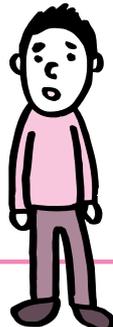
1

腹囲
男性 85cm 以上、
女性 90cm 以上



2

腹囲
男性 85cm 未満、
女性 90cm 未満でも
BMI25*以上



*BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)

ステップ2 追加リスクをカウント

①血 糖

a: 空腹時血糖100mg/dl 以上 または
b: ヘモグロビンA1cの場合5.2%以上 または
c: 薬剤治療を受けている場合(質問票より)

②脂 質

a: 中性脂肪150mg/dl 以上 または
b: HDL コレステロール40mg/dl 未満 または
c: 薬剤治療を受けている場合(質問票より)

③血 圧

a: 収縮期血圧130mmHg 以上 または
b: 拡張期血圧85mmHg 以上 または
c: 薬剤治療を受けている場合(質問票より)

④質問票

喫煙歴あり
(①から③のリスクが1つ以上の場合にのみカウント)

村で行う特定健診は…

- 村で行う特定健診は40歳～74歳までの国民健康保険の方が対象になります。
- 健診はメタボリックシンドローム(ステップ1)に着目して、生活習慣病の予防が目的です。
- 65歳～74歳の方には介護予防として、生活機能調査が追加されます。
- 健診結果(ステップ2)により段階別(ステップ3)に生活習慣が改善されるように 支援(特定保健指導)が行われます。
- 75歳以上の方は、ふれあいサロンの健康相談をご利用ください。

平成二十年四月から、全ての保険者に、特定健診及び保健指導が義務づけられ、基本健診に変わる「特定健診・特定保健指導」がはじまることになりました。これを受けて、村民のみなさんが受診する健診も変わっていきます。

40～74歳の方を対象に平成20年度から健診が変わります
健診でメタボリックシンドローム及び
予備軍を見つけただし支援につなげます。

ステップ 3

ステップ1、2から保健指導対象者をグループ分け



- 1 の人で、追加リスク数が
 2以上 → 積極的支援
 1 → 動機づけ支援
 0 → 情報提供



- 2 の人で、追加リスク数が
 3以上 → 積極的支援
 1または2 → 動機づけ支援
 0 → 情報提供

- ※ ○服薬中の方は（主治医に相談します）特定保健指導の対象になりません。
 ○前期高齢者（65～74歳）は積極的支援の対象となった場合でも動機づけ支援とします。

ステップ 4

特定保健指導を実施します

積極的支援

（3～6カ月程度の支援期間）

面接
（初回）

動機づけ支援と同じ内容の面接を行います。

個別支援、グループ支援

動機づけ支援

（原則1回の支援）

面接
（原則1回）

生活習慣の改善のために個別の行動計画を設定し、自主的な取り組みを継続的に進めるよう動機づけを

個別支援、グループ支援

3カ月以上の継続的な支援

生活習慣の改善のための取り組みを継続的に支援し、また、その生活が続けられるようサポートします。

個別支援、グループ支援、電話

評価

目標設定から6カ月後に、身体状況や生活習慣に変化が見られたかを確認します。

個別支援、グループ支援、電話

評価

目標設定から6カ月以上経過後に、計画の進み具合と、身体状況や生活習慣に変化が見られたかを確認します。

個別支援、グループ支援、電話

情報提供

（健診受診者全員に、健診結果通知時に行う）

健康な生活習慣の重要性に対する理解を深め、生活習慣を見直すよう基本的な情報を提供します。

パンフレットの送付等
情報提供

健診で
メタボリックの
芽を摘もう

生活習慣病といわれる脳卒中や糖尿病などの血管病は死亡原因の多くを占めています。また、それに伴い医療費も年々増加してきました。平成二十年度から、メタボリックシンドロームに着目して、生活習慣の改善を目的にした健診方法に変わります。対象も明確になり、村の特定健診は国保の方が対象です。その他の方には健康保険等の医療保険者から通知がされることとなります。

なお、健診受診率が低いと、生活習慣病の予防が困難となり健康が害されるだけでなく、将来七十五歳以上の方への医療制度支援金が減額され、保険料の値上げにも関係してきます。

◆◆◆ 保健計画 ◆◆◆

月 日	事 業	月 日	事 業
7月27日	2歳児健診	9月21日	1歳6ヶ月健診
7月31日	4・7ヶ月健診	9月26日	2歳児健診
8月9日	3歳児眼科健診	10月19日	3歳児健診
8月28日	4・7ヶ月健診	毎週金曜日	リハビリ教室
8月29日	10ヶ月健診	毎週水・木・金曜日	水中運動教室(基礎教室)
9月11日	ひよっこ教室	毎週月・水・木・金曜日	水中運動教室(目的別教室)
9月18日	4・7ヶ月健診		

阿智高だより

vol.14

いよいよ本格的な夏がやってきました。もうすぐ学校も夏休みです。日頃の学習やクラブ活動を始め、様々な学校行事の中で、生徒もたくましく成長しています。

先日は最大のイベントである第50回棟祭も盛会のうちに無事終了。地区の皆様方にも大勢来校いただき、ありがとうございました。これから益々暑い季節を迎えますが、健康にはご留意下さい。

第50回 棟 祭



生徒達が記念すべき50回を飾るべく校舎内外の飾り付けに、工夫を凝らしました。



3年生和太鼓の発表



茶華道部のお茶会



美術同好会のモニュメント



1年生富士見台登山

4月25日に1年生は富士見台登山を行いました。あいにくの雨模様の中でしたが、皆頑張りました。

棟の花ってご存じですか？

阿智高の校歌にも歌われ、学校の象徴として文化祭もその名が付けられている棟。村内の3つの小学校と阿智高の校章にも棟がデザインされています。その棟とはどんな樹木？その花は？と生徒と職員の間で話題に。みなさんをご存じでしたか？



棟の花はこんな感じです！

敷地内にある棟の木



春のクラスマッチ

5月29・30日に春のクラスマッチを開催。ソフトボール、バスケット、卓球など汗を流しました。総合優勝は並みいる強豪3年を破り、なんと1年生という快挙！



Photo report [フォト・リポート]

早起き野球で智里クラブ優勝



7月8日(日)に千曲市で行われた、第33回長野県早起き野球ダークハウス大会に、阿智村早起き野球連盟から智里クラブが出場し、優勝しました。

また、同大会スポンサー主催のプラカードコンテストでも併せて優勝しました。

阿智村消防技術大会



7月1日(日)、阿智中学校グラウンドに、ポンプ車操法の部3チーム、小型ポンプ操法の部9チームが参加して村の操法大会が行われました。約2ヶ月積み重ねてきた練習の成果を発揮して、それぞれのチームごとに操作技術を競い合いました。この若いエネルギーが村を災害から守ります。

ポンプ車操法の部	優勝	2分団
小型ポンプ操法の部	優勝	6分団
		2位 1分団B
		3位 5分団A

平成19年度自衛官等募集

募集種目		受験資格	受付期間	採用試験日	待遇・その他
防衛大学	推薦	高卒(見込含)21歳未満の者 (推薦については高等学校長の推薦等が別途必要です。)	9月5日～ 9月7日	9月23・24日	修学年限4年 卒業後1年で 3等陸・海・空尉 入学金・授業料免除
	一般	高卒(見込含)21歳未満の者	9月7日～ 9月28日	1次:11月10・11日 2次:12月11～14日	
防衛医科大学		高卒(見込含)21歳未満の者	9月7日～ 9月28日	1次:11月3・4日 2次:12月5～7日	修学年限6年 医師免許修得後に2尉 入学金免除
航空学生		高卒(見込含)21歳未満の者	8月1日～ 9月7日	1次:9月22日 2次:10月13～18日 3次:11/11～12/7日	入隊後約6年で3等海・空尉 最短でパイロットに!
看護学生		高卒(見込含)21歳未満の者	9月7日～ 9月28日	1次:10月14日 2次:11月17・18日	修学年限3年 看護師免許修得後2曹 自衛隊の白衣の天使
一般曹候補学生		18歳以上24歳未満	8月1日～ 9月7日	1次:9月17日 2次:10月5～12日 (いずれか1日)	入隊後3年経過後選考により 3等陸・海・空曹
2等 陸・海 ・空士	男子	18歳以上27歳未満の者	年間を通じて実施		陸上は2年(技術3年) 海上・航空は3年を1任期とし 任用(以降2年を単位)
	女子		8月1日～ 9月7日	9月24日	
自衛隊生徒		中卒(見込含)17歳未満の男子	19年11月1日～ 20年1月8日	1次:19年1月13日 2次:19年1月26～29日 (いずれか1日)	修学年限4年 卒業後3等陸曹 高校の卒業資格修得
予備 自衛官 補	一般	18歳以上34歳未満の者	1回目 1月9日 ～4月9日	1回目 4月14～16日	3年間で50日の訓練修了後 予備自衛官
	技術	18歳以上で国家資格を有する者 (最高齢 55歳まで)	2回目 7月17日 ～10月15日	2回目(予定) 10月20～22日	2年以内に10日の訓練修了後 予備自衛官

問い合わせ 自衛隊長野地方協力本部 飯田出張所 〒395-0053 飯田市大久保町2637-3 (飯田市役所 南 国合同庁舎内)
電話・FAX・0265(22)2613 Eメール・jsdf-iid@mx2.avis.ne.jp

参議院議員選挙

年 金太郎



あぜみち

く機会が増えたわけで、様々な分野で力を発揮していただくことをご期待します。もうすでに草刈りや家の片付け、農作業等の申し込みがあり、活躍されているとお聞きしました。

治部坂高原に今年もレンゲツツジが咲きました。浪合地区の観光協会のみなさんが手入れをされていますが、かつてのように賑わいがありませんでした。株数をもっと多くしたり、宣伝をして賑わいを取り戻したいと思いました。浪合地区のみなさんのシンボルとなる高原ですので、みんなで知恵や力を出して賑わいをつくっていきましょう。ゲレンデ一杯にコスモスが咲き乱れるのももうすぐです。

年金問題、政治と力ネ、格差、憲法等々、日本の国の将来に大きな影響を及ぼす参議院選挙の投票日は七月二十九日です。直接政治参加できる機会ですから、この権利を行使しましょう。

投票日の前日二十八日は阿智の夏まつりです。夏まつりを成功させるために、実行委員のみなさんが準備を行って頂いています。村中が一つの目標に向かって、力を合わせて楽しみをつくる機会です。思い出多く楽しい祭りになるようみんなで参加しましょう。

(一)